

多面的機能発揮促進事業に関する計画変更の概要

令和7年 3月 14日
宇 城 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する変更計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	変更計画認定日	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域 （主な地区）	重点区域との 重複の有無				
	○			不知火町 長崎地区	無	令和5年度～ 令和6年度	令和6年7月12日	桂原雷鳴園	変更
	○			不知火町 永尾地区	無	令和2年度～ 令和6年度	令和6年7月12日	永尾二区 集落協定	変更
	○			不知火町 永尾地区	無	令和2年度～ 令和6年度	令和6年7月12日	西背の草 集落協定	変更
	○			豊野町 中間地区	無	令和2年度～ 令和6年度	令和6年7月12日	中間 集落協定	変更
	○			三角町 手場地区	無	令和2年度～ 令和6年度	令和6年7月12日	底江 集落協定	変更